

# 佐野市男女共同参画プラン（第二期）

男女共同参画社会の実現をめざして

ダイジェスト版

平成26年度から平成30年度  
(2014~2018)



平成26年3月  
佐野市

## 基本理念

「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 教育の場における配慮
- (6) 男女間の暴力的行為の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮
- (9) 国際的協調



## 計画策定の趣旨

女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が、男女共同参画社会です。

このような中、本市では、合併後の平成20(2008)年に「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組み、推進してきました。この結果、平成24(2012)年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」(10.9%)という回答が前回調査(平成18(2006)年11月実施)よりも7.6ポイント下回り、若干ですが男女の役割意識にも変化が出ていることがうかがえました。

しかし、男女の平等については、ほとんどの項目で「男性が優遇」の回答が多く、「社会通念、慣習、しきたりなどで」、「政治の場で」や「社会全体で」などは、回答者の半数以上が「男性が優遇」されていると回答しており、いまだ、男女の地位には差があると考えられているようです。

このことから、現計画の検証を踏まえ、新たな課題への取組を示し、総合的かつ計画的に進めていくため、佐野市男女共同参画プラン(第二期)を策定するものです。

## 計画の位置付けと性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、「佐野市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「栃木県男女共同参画プラン」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「佐野市総合計画」の部門別計画の一つであり、関連する市の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、平成19(2007)年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3、第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

# 本市の現状

資料：「佐野市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成24年度）」

## ●男女平等について

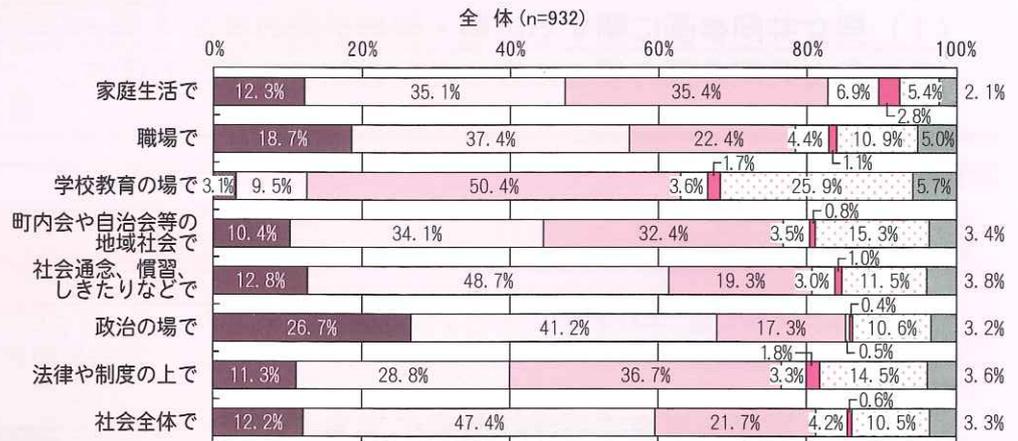
『学校教育の場で』を除く全ての項目で「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が多くなっており、『社会通念、慣習、しきたりなどで』、『政治の場で』の項目は6割以上、『社会全体で』項目でも6割に近い回答となっています。

また、「平等になっている」では『学校教育の場で』で5割となっていますが、それ以外の項目では、2割～3割となっています。

全体的には、まだまだ男女の地位が平等とは思われていないようです。

### 【凡例】

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性
- 平等になっている
- どちらかといえば女性
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



\*端数処理をしたため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## ●政策決定の場へ女性が参画するために必要なこと（複数回答）

「政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が39.6%と多く、次いで「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」が38.3%、「政策決定の場に女性の比率を高めるための施策を充実させること」が31.4%となっています。

- 政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと
- 政策決定の場に女性の比率を高めるための施策を充実させること
- 女性の能力開発の機会を充実させること
- 女性自身が積極的な参画意識をもつこと
- 家族からの支援や協力があること
- 女性の活動を支援する人・ネットワークの充実
- 政策決定の場への女性の参画は、すすめなくてもよい
- その他
- 無回答



## ●DVやセクシュアル・ハラスメントをなくすために必要なこと（複数回答）

「不快な言動、行動に対し、はっきり意思表示ができる（ノーと言える）環境と意識づくり」が47.6%と多く、次いで「ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに対する罰則を強化した法律や規則等の整備」が39.9%、「苦情や悩みについて、対応できる相談体制の充実」が34.8%となっています。

- 相手に対等なパートナーとして見るための意識啓発
- 不快な言動、行動に対し、はっきり意思表示ができる（ノーと言える）環境と意識づくり
- 苦情や悩みについて、対応できる相談体制の充実
- 重大な人権侵害であるという認識を持つための啓発
- ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに対する罰則を強化した法律や規則等の整備
- その他
- 無回答



# 人権を尊重した 男女共同参画の意識づくり

## 1 社会制度や慣行の見直し・意識改革

男女の役割を固定的にとらえる人々の意識が今なお社会に根強く残っている状況にあることから、より一層の男女平等に関する意識の改革を推進します。

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

重点施策

## 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

市民アンケートでは、学校教育の場では5割が男女平等になっていると回答しています。学校で育まれた男女共同参画意識が実社会で生かされるよう、学校教育、社会教育や家庭教育の充実を図ります。

- (3) 男女平等を推進する学校教育の充実
- (4) 男女共同参画を推進する社会教育の充実
- (5) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実



## 3 男女の人権の尊重

人々の意識や行動、社会の慣行の中に依然として残っている、同和問題、女性や子供、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者などに対する差別や偏見をなくすため啓発・情報提供を行います。

- (6) 男女の人権を尊重する意識の確立
- (7) メディアにおける男女の人権の尊重
- (8) 性同一性障がい者等に配慮した男女共同参画の推進

## 4 配偶者や恋人からの暴力対策の推進 (DV対策基本計画)

重点施策

近年、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの被害が社会問題となっており、DVに対する問題意識を高める啓発や相談窓口の周知などの防止対策や、関係機関と連携し被害者の保護及び自立に向けた支援の充実に取り組みます。

- (9) 広報・啓発と相談支援の充実
- (10) 緊急時における安全の確保及び一時保護
- (11) 被害者の自立支援
- (12) 関係機関との連携

# あらゆる分野への 男女共同参画の推進

## 5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、国際理解を深めるとともに、国際的視野を広げる取組をします。また、地域や職場において安心して日常生活が送れるよう、情報の提供や相談体制の充実に努めます。

- (13) 国際理解を深める学習の推進
- (14) 国際交流の推進

## 6 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

審議会・町会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進や参画できる人材の発掘に努めるとともに、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。また、男女がともに市政の場に参画でき、多様な意見を市政に反映するよう、引続き施策を推進します。

- (15) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (16) 男女の市政参画の促進
- (17) 市役所における男女共同参画の推進

重点施策

## 7 女性のエンパワーメントの促進

女性自身の意欲を高揚し、能力を開発していくための学習機会の充実と、女性リーダーの養成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を図ります。また、一旦離職した女性の再就職や起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援をします。

- (18) 女性の人材育成
- (19) 女性のチャレンジ支援の促進

## 8 働く場における男女共同参画の推進

男女の均等な機会と待遇の確保に向けて事業者が取り組む働く場での環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる職場環境の整備、男女間格差の是正など、事業所における男女共同参画の取組を支援するための情報提供や啓発を行います。また、農林業・商工業の分野においても、女性が男性と対等なパートナーとして経営活動や地域活動に参画できるよう啓発を行います。

- (20) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (21) 能力を発揮しやすい職場環境の整備促進
- (22) 農林業・家族経営的な商工業の分野における男女共同参画の促進

## 9 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進

男女が、家庭や地域における責任を果たしながら、自立と生きがいを持った生涯を送るため、意識啓発や学習機会の充実を図ります。

また、男女共同参画推進団体との連携を図り、市民と共同で男女共同参画を推進します。災害時には、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

- (23) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (24) 地域活動における男女共同参画の促進
- (25) 男女共同参画推進団体との連携及び支援
- (26) 男女共同参画の視点による防災対策



### 基本目標 Ⅲ

## 男女共同参画を 推進する環境づくり

## 10 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男性が地域・家庭生活を充実でき、女性が仕事で能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解を促進するとともに、家事・子育て・介護等の多様なニーズに対応した施策を推進します。

- (27) 子育て支援対策の推進
- (28) 介護支援対策の推進
- (29) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進
- (30) 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり
- (31) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (32) 生涯を通じた生活環境の整備

## 11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進

男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、生涯にわたり健康に暮らせるよう情報提供を行うとともに、個別の健康相談業務などを通して健康づくりを支援します。

また、女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細やかな母子保健サービスを提供します。

- (33) 性差を踏まえた総合的な健康づくり
- (34) 性の尊重についての意識啓発
- (35) 母性保護と母子保健の充実



## 重点施策 1

### 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (基本目標 I-1-(1))

市民一人一人のライフスタイルや価値観は、世代や性別、生活環境等によって異なります。そうしたなかで、男女共同参画に関する考え方にも差異があります。

男女共同参画社会のより広い理解のためには、年代や男女間による意識の差を踏まえ、様々な媒体を通じて広報や啓発活動を実施します。

数値目標：男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合

現状値（平成24年度）	22.8%
目標値（平成30年度）	25.5%

## 重点施策 2

### 配偶者や恋人からの暴力対策の推進 (DV対策基本計画) (基本目標 I-4)

#### (1) 広報・啓発と相談支援の充実

DVに関するパンフレットやチラシを作成し、多くの市民にDVについて知ってもらえるよう啓発を行います。

また、DVは、家庭内において行われるために潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいため、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者などの協力のもとで、早期発見に取り組み相談体制の充実を図ります。

#### (2) 緊急時における安全の確保及び一時保護

被害者の生命、身体の安全を確保するため、緊急性が高い被害者からの相談に対しては、加害者からの追求に備え、県の一時保護施設への同行などの対応を行います。

また、加害者から逃れた被害者の情報については、市から加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

#### (3) 被害者の自立支援

被害者の自立・生活再建に向けて、住宅の確保や就労をはじめとして、経済面、心理面等、被害者が抱える困難に対応した支援を行います。被害者が自立・生活再建するまでには時間を要する場合には、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、被害者の同伴の子供に対しても、就学等の支援や心理的ケアに取り組みます。

#### (4) 関係機関との連携

被害者の発見から保護、自立・生活再建までの切れ目のない支援を行うため、関係各課・関係機関が連携し対応を行います。

数値目標：男女共同参画相談（DVを含む）窓口延べ開設時間数

現状値（平成24年度）	114時間
目標値（平成30年度）	120時間

## 重点施策3

## 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(基本目標Ⅱ-6-(15))

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会・町会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進や参画できる人材の発掘に努めます。

また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

数値目標：市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合\*1

現状値（平成24年度）	17.1%
目標値（平成30年度）	19.5%

\*1 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳①審議会等委員②市役所部課長（一般事務職）③小中学校長④小中学校教頭⑤自治会長⑥市長・副市長⑦市議会議員

数値目標：女性の認定農業者数

現状値（平成24年度）	8人
目標値（平成30年度）	10人

とどけます 佐野ごころ



さのまる

## 佐野市男女共同参画プラン（第三期）

男女共同参画社会の実現をめざして

【ダイジェスト版】

平成26年3月

佐野市 人権・男女共同参画課

〒327-0003

栃木県佐野市大橋町2183番地

TEL：0283-27-2354

FAX：0283-21-2774

